

東京情報大学共同研究報告 研究ノート

## 韓国会計制度上の脚注開示と状況

～優良モデル会社ヒュンダイモーター社のケースから～

品田 正\* 大林 久人\*\*

本学共同研究援助資金を活用し、大林・品田は、ソウル韓国を訪問し、本学留学生の張昌旭君の現地案内を頂きつつ、韓国会計法を入手した。(本稿の第一部。)両名は本稿第二部で同法を守った処理をしているケースとして現代自動車を取上げ、注による開示の充実ぶりを検証した。

アジアでアングロ・サクソン系の会計法を取入れているのが日本、韓国、シンガポール、マレーシア、台湾、オーストラリアなので、韓国においても米国化が相当進んでおり、将来国際会計基準を全面導入するとしても、大した変更はなく、評価益が可能な点では、アジアでも先進的な面がある。

連結ではアジアの他の国の10年前のものを導入し赤字化するなど、景気の後退と相まって、倒産も含めてやや混乱があったが、経済人の意見を取り入れ、対応を図っている。

### 第1部 韓国の会計基準による脚注

現代(ヒュンダイ)自動車のインターネット版(英語版)PR決算書類上の注解と照らしあわせてこれを第2部に配置し、本第1部では法規の基準の全容をしるべく、該当条文から記述事項を知り、これの理解をする事に主眼点を置いた。

韓国公認会計士協会の1997年4月に初めての試みとして英語化したAccounting Laws and Regulation(会計法及び基準)の7ページから226ページの間はFinancial Accounting Lawsが収録されており、その中に、本稿の目的にあるFootnotes and Supplementary Schedules(脚注と付属明細表)=第7章・101ページから108ページ=のうちArticle 90(第90項)には、財務諸表に伴う29の項目(会計法の7章の1～89項にすでに述べられている脚注による開示を指示している規則・基準に加えて、24のそれ以外の脚注による開示を行ってよいものを列挙して定めている。これをまとめて順に条文内容を把握していきたい。条文番号は会計法(韓国)のもの。

1番目は貸借対照表の規定についてである。7章13項2節。貸倒引当金の計上を行う際、正味金額(売掛金等から回収不能引当分を相殺してよい。有形固定資産減価償却累計額を当該資産と相殺してよい・社債転換権調整等の勘定の相殺ができる)は、内容を脚注で開示すること。このような相殺ができ、脚注での開示は明細開示となっている。日本では企業会計原則第3の4のDで債権から控除する形で示すものとしている。原則としてがついている。日本の会計原則上注17(脚注ではない!会計原則本文の注釈である)で債権から控除した残額のみを記載し貸倒引当金額は脚注で示すものでよいとしているのがほぼこの韓国脚注規定の貸倒分相殺可能規定に匹敵する)。これ以外に商法計算書類規則では、第10条で、子会社等への金銭債権に限るが、取立不能の見込み額を控除した残額のみを開示できるが取立不能の見込み額の脚注開示を要請しているケースがある。

2番目は手形割引・手形裏書についてである。7章16項。受取手形のうち割引高、裏書高、譲渡高がある旨及びその金額(控除して表示)。日本では企業会計原則第3の1のCで同様の注記要請が

\* 東京情報大学講師

\*\* 東京情報大学教授

ある。

3番目は投資資産（投資有価証券ではない）。7章19項2節。用途の制限されている現金預金の詳細説明と金額。7章19項6節。投資（非営業活動）目的の土地。建物・その他の不動産の内容と説明。第3の4のBに日本の会計原則上投資その他の資産区分が明示されている。しかし注記義務はないようだ。

4番目は減価償却累計額の表示。7節21項2。減価償却累計額が合算で表示されている場合、詳細の開示。日本の会計原則注解17では2つ以上の科目の減価償却累計額の一括記載を認めている。他に日本規定（同条文）によれば累計額を引いた残額でよく、累計額は決算書でなく注で開示することも認められているので、この部分が該当する。

5番目は貸倒引当金の表示である。25項2節。貸倒引当金が合算で表示されている場合、詳細の開示。日本の会計基準では注解17で債権の2つ以上の科目の合算表示をみとめている。これに該当する。しかし日本ではこのケースは脚注での開示は要請されていない。

6番目は長期負債の表示である。27項の1。1年を超えて期限の到来する社債の種類返済方法。日本では会計原則第3の4負債のBで社債・長期借入金等の長期債務は固定負債に属するとしている。日本では他に証券取引法の財務諸表規則の様式7と8で社債明細表と長期借入金明細表を示している。社債の期限分類については日本も1年を超えて期限の到来するものを基本的に取り上げて表にするようである。（記載上の注意9によれば、1年以内に期限到来するものはその旨と金額をカッコ付けで区別し開示するとなっている）また様式8の長期借入金明細表では同様に貸手別借入残、目的＝用途、利率、返済法の開示が要請されている。表に中では日本では期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高を開示することになっている。

7番目は国債の会計である。28項1節。国債取得の理由である。これに類する規定は日本ではみつからない。国債に特別な取得理由を求めるのは国情の違いによるのか。

8番目は退職手当・退職給付である。30項2節。退職手当・退職給付について（1）貸借対照日の引当額と比した予想負債額を示す。（2）年間支払分（3）役員分の会計処理法－を開示要請している。日本では「企業会計上の個別問題に関する意見第2退職給与引当金の設定について」－（昭和43年11月11日大蔵省企業会計審議会報告）の4の2で、期末現在において全従業員が退職するとした場合の退職金要支給額と前期末におけるその額との差額をもって毎期の退職金費用として計上する方法を紹介し、実務的な方法としている。

9番目は株式についてである。32項2。額面金額表示、発行可能株式数、発行済株式数、株式の変更、追加増資、減資、株式配当、ほかの事柄を開示することとしている。日本の証券取引法による財務諸表規則様式10号では資本金明細表を定めており、記載上の注意5では、株式配当、転換社債の転換、新株引受権付社債の権利行使等の事由により発行されたものを発行数、資本組み入れ額総額を記載するとしている。同10号では表で既発行株式と株式発行のない資本の額（準備金の資本組み入れ）を分けて表示している。日本の会計原則の第3の4の3のAには発行済株式数は普通株式・優先株式等の種類別に注記するものとしている。

10番目は新株発行の開示である。33項2。新株発行数、払込期日。資本剰余金となる額を開示要請。日本では会計原則注解19で資本剰余金に株式払込剰余金があると列挙している。企業会計原則の第3の4の3のCでは新株式払込金（新株式申込証拠金）は資本の区分の次に特別の区分を設けるよう要請している。

11番目は資本調整である。38項3節。自社株取得価額、取得理由、将来計画を開示要請している。

日本では以前昭和26年9月28日経済安定本部企業会計基準審議会中間報告の「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」の11で商法210条により自己株式が本来所有禁止で、例外的に株式償却時、合併・営業譲渡の時、買収時などに限り認められていて、一時資産として保有するが、その場合も資産性がなく、資本の控除形式で表示するよう厳しく制限されていた。資本調整で掲記されているので日本のこの時の規定に類するものであろう。日本ではその後他の投資有価証券のように取得可能となった。

12番目は売上についてである。43項2節。次の場合金額が重要であれば、開示すべきとしている。それらは半製品売上、副産物売上、作業くず売上、輸出売上、長期分割払売上などである。日本では財務諸表規則72条の3で半製品、副産物、作業くず売上や加工料収入に関して売上高の総額の10%超え分は独立科目で表示するものとしているが、脚注での開示要請ではない。

13番目は売上原価である。44項6節。(43項2節=上記12番目)に該当して売上を示している場合、売上原価も開示すべき事としている。日本の財務諸表規則75条では半製品、副産物、作業くずを含む製品・商品の期首たな卸高に当期商品仕入高・当期製品製造原価を加え、商品・製品期末たな卸高を引き売上原価を示すよう指示し、又、当期製品製造原価の内訳明細書を損益計算書に添付するとなっている。

14番目は前期損益修正についてである。58項4節。前期損益修正の理由、本質、金額を開示。企業会計原則第2の6に前期損益修正損益は特別利益・損失に区分されるとしている。会計原則注12に金額が少ないか経常的に生じるものは経常損益計算に含めてよいとしている。

15番目は一株当たり利益についてである。61項。一株当たり利益の計算基準を開示すべしとしている。日本の商法計算書類規則の35条の3では、一株当たり当期利益・損失の額の注記を要請している。又、財務諸表規則の95条の5の2で一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額は注記しなければならないとしている。連結財務諸表規則65条の2で一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の注記を要請している。

16番目は資産再評価引当金である。63項3節。63項1節による資産再評価を行った場合、再評価日、認可日、再評価前の資産分類毎の純帳簿価額、再評価額、再評価益、再評価益計上時の会計処理の開示要請がある。制度上日本では再評価益が認められていないので該当する規定は今のところ見当たらない。インフレ会計導入後は日本での導入にあたって韓国の規定を参考にすることになる。

17番目は市場性のある有価証券の評価について。64項5節。市場性ある有価証券のうち、株式・社債を個別に帳簿価額で開示。商法計算書類規則の14条では取引所の相場のある株式及び社債について時価が取得価格より著しく低く、取得価格で記載した場合その旨を注記すべきとしている。財務諸表規則8条の2では有価証券の評価基準・方法を利益金処分(損失金処理)計算書の次に記載すべきであるが、重要性がなければ省略できるとしている。そして同財務諸表規則の取扱要綱9の4では、有価証券の取得原価算定上の評価方法、移動平均法・総平均法をいうとしている。企業会計原則3の8で取引所相場ある有価証券は相場下落時に時価評価してよいと定めている。

18番目は棚卸資産の評価である。65項2。棚卸資産の取得原価決定上、製品や組立に追加的に要する借入金利子等の財務費用があり、この金額と内訳が開示を要す。65項6。後入先出法(LOFO)を用いる時は、詳細および貸借対照表額と正味実現可能価額の差額を表示する。日本では同一の規定はないが、会計原則注解21の棚卸資産の貸借対照表価額については、個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法、売価還元原価法を用いるとしている。

19番目は投資有価証券の評価である。69項9。パートナーシップを含んだ株式投資については、会社名、所有株式数、持株比率、購入額、被投資会社の買入価額、市場価格または純資産の価値、帳簿価額。企業会計原則の第3の5では取引所の相場のない有価証券のうち株式は実質価額の著しい下落分の減額要請をしている。財務諸表規則32条の1で投資その他の資産の区分表示内に投資有価証券として区分した掲記を要請している。

20番目は有形固定資産の評価。68項3。有形固定資産の製造・購入・構築に関する借入金利子金融費用の準備を要する。この金額と内訳の開示を要す。(65項2に準ずる) 会計原則第3の5のDでは、有形固定資産の評価のうち、取得原価には資産の引取費用等の付随費用を含めるとしている。これは連続意見書3と商法34条でも指摘している。

21番目は現在価値による資産負債の評価についてである。73の3項。名目現金受取・支払額と現金貸付・借入からくる将来の現金受取・支払の現在価値に割引いた額との差額は開示を要としている。名目価値と現在価値との差は現在価値割引勘定として開示され、名目価値から直接に控除される。日本では該当する規定は見当たらない。

22番目は外貨建資産負債の換算である。74項の3。長期貨幣資産及び負債で外貨建てのもの(期限1年内のもの除く)から生ずる換算損益は相殺され、残高は資本調整により外貨換算貸方(借方)額として表示されるが、その詳細が注で開示される。日本では商法計算書類規則23条の2で外貨建て資産である時はそのことを注記すべきとしている。(しかし重要性がなければ不要としている)。日本では外貨建取引等会計処理基準注解で=平成7年5月26日改正=注11で外貨建長期金銭債権債務等に係る重要な為替差損について為替差益と相殺する時は決算日の為替相場を用い為替差損とすると規定している。又、外貨建取引等会計処理基準の1の4では財務諸表の注記として、外貨建長期債権債務等は決算時の為替相場による円換算額が付されていないときこれを貸借対照表に注記するとしている。又同基準1の2の2では換算差額の処理として決算時における換算によって生じた換算差額は当期が為替差損益として処理するとしている。さらに同基準1の2の1の3外貨建有価証券では長期外貨建保有社債等は取得時の為替相場による円換算額を付すとしている。(為替差損が重要なとき決算日の相場での外貨建債権を円換算するとしている。為替差損があれば相殺するものとしている。)以上日本の基準では換算差額は韓国と異なり損益として認識して計上している。同基準3の4換算差額の処理では、在外子会社等の財務諸表項目に関してのみだが、為替換算調整勘定に計上し、貸借対照表上、資産の部又は負債の部に記載する。日本の上記基準への改訂が2年前であり、韓国が為替差損益を当期の損益としてみなすようになるかどうか今後の情勢をみて行きたい。

23番目はいま22番目で取り扱った分のうち外貨建海外支店等財務諸表の換算についてである。75条の2。要はこちらは為替差損益の相殺後の残高を資本調整とせず損益としている点が異なる。すなわち、「海外資産・負債は貸借対照表日の為替レートを用いること。又、収益費用は報告期間の加重平均レートを用いて換算する。」これらにより生じた正味換算損益を「海外分換算借方(貸方)額」として表示され、詳細が注で開示される」としている。日本では外貨建取引等会計処理基準の3の3在外子会社等の財務諸表項目の収益・費用に関する記述で、期中平均相場又は決算時の為替相場による円換算残額を付するとしている。このうち親会社との取引は親会社の用いた相場を用いるとしている。なお差額は当期の損益とするとしている。同基準は3の1在外子会社等の財務諸表項目のうち資産・負債について、決算時の為替相場による円換算額を付するとしているので韓国の場合の使用換算レートと異なっている。しかし親会社との取引であれば親会社の用いた

レートによるとしており、その場合生じた差額は為替換算調整勘定として処理するので、日本でも資産負債で海外子会社の場合は特別に為替差損益を認識しない決まりになっている。

24番目は先物取引についてである。76条の3。同規定では、金融取引は目的と会計処理法を開示すべき事を定めている。さらに目的が価格変動リスクのヘッジにある時、リスクヘッジをする資産・負債・固定契約取引のもたらす予測結果の詳細を注で開示すべきであることを定めている。日本では「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」（平成2年5月29日企業会計審議会第1部会）の2の1先物・オプション取引に係る時価情報の開示基準のうちの開示の対象で「先物オプション取引で開示すべき分は上場されている証券、金融先物、オプション取引である事を定めている。続く2の2では開示すべき情報として先物取引の場合は決算時における未決済の契約額、これに対応する時価と差損益であることを定めている。同2の4では開示場所として財務諸表の注記を指定している。同2の5の開示様式では先物取引に係る時価情報の表を示し、これによると株式、債権、金利、その他別にそれぞれ売建・買建別区毎に開示するよう定めている。それらの契約・時価・差損益が一覧できる。韓国の上記規定では、「価格変動リスク目的の先物は予測結果の詳細を注で開示」とある。これの対応する日本の規定は「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書について」でも、3の1先物取引に関するヘッジ会計の意義の中で、先物取引によるヘッジは相場変動リスク回避目的で、先物市場で現物ポジション（又は確定契約未履行分・予定取引）の反対のポジションを組むことであると定めている。<sup>[注1]</sup> 両国とも価格変動リスク回避のものを別規定にしている。先物の利用企業がふえるにつれて会計原則も実態に合わせてよりよくなる必要がある。

25番目は剰余金処分計算書の内訳である。80条の3。ここでは剰余金処分について（1）法定準備金（2）他の法定準備金（3）配当—当期配当は現金配当と株式配当に分類される。一株あたり配当金、額面配当率、配当達成率、発行株式種類別の配当性向をカッコをつけて説明し、配当額算定基準を開示する。（4）任意積立金（5）その他の剰余金処分がある。日本でも等しい剰余金処分計算書が作成されている。日本の会計原則第3の4の3資本のB剰余金は資本準備金、利益準備金、その他の剰余金に区分すべきこと、資本準備金には株式払込剰余金・減資差益・合併差益は資本準備金とすること、任意積立金・当期末処理分利益はその他の剰余金区分に入る事を定めている。これが剰余金計算書で処分されたのちの貸借対照表上に残る分の表示である。<sup>[注2]</sup>

26番目は会計方針と会計測定の変更についてである。82条の3項。ここでは会計方針と会計計測の変更が報告される時、変更のあったこと、変更の理由、当期の財務諸表への影響を開示すべき事を定めている。日本の会計原則注解注3では正当な理由によって会計処理の原則又は手続きに重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記すべきことを定めている。これは日本の会計原則の本文の第1の5で継続性の原則がありこれに対応する注として開示されている。

27番目はその他の表示法及び注記である。89条2。ここでは（1）次の非現金取引を注で開示するよう定めている。すなわち投資による有形固定資産の取得、分割払いによる有形固定資産の取得、資産再評価、株式分割、株式消却、株式配当（無償）、転換社債の転換（2）現金及び現金等価物で83項の2=現金及び現金等価物の期間的变化についてのキャッシュインフローとキャッシュアウトフローを規定=を定めるものと、現金・銀行預金で15項の1=通貨、他人振出小切手、他の通貨同等物、現金預入れ、通帳預金、定期預金、積立預金、他の1年以内期限到来預金=で定めるものとの差額。日本では、連結財務諸表規則の第7連結財務諸表の注記事項では連結方針、決算日の差異、会計処理の原則手続き（評価基準・原価償却法変更=旨、理由、影響額=）、未実現損益と

消去法、子会社特有の会計処理、利益処分法、在外子会社・関連会社の換算方法等となっている。企業会計原則の第3貸借対照表原則の1のCでは重要事項の注記として受取手形割引高・裏書譲渡高、保証債務等偶発債務、債務担保提供資産、一株当たり利益・純資産の開示を要請している。日本では資産計算書が制度化していないので韓国のようにキャッシュフローとの差額は制度として現在のところ要請していないが、将来韓国同様に開示がすすんでゆくものとおもわれる。

28番目は中小企業の特別規定について。93項の2。31項-2、3及び36項の規定にかかわらず転換社債及び株式ワラント付きの社債は貸借対照表で発行価格で表示される。

29番目は金融会社である。各企業は各基準にそって財務諸表を作成するが、これら基準と異なる94条-2取扱を受けた項目は注にて開示する。すなわち、銀行法による銀行、証券取引法にもとづく証券会社、保険業法にもとづく保険会社、投資信託会社法にもとづく証券投資信託会社、投資金融法にもとづく投資融資会社、商業銀行法にもとづく商業銀行、相互貯蓄金融法にもとづく相互貯蓄金融会社である。

以上29項目の充実した注の開示要請があるので2部で検証するフットノートの注の充実につながっているであろう。日本では有価証券報告書の注以外の付属明細書のほうで開示していることがらも韓国の2部のインターネットによる英語版広報用財務諸表脚注にて開示しているものがあることがわかった。詳しくは2部のほうで検証したい。

上記29項目の脚注の開示要請制度化については、財務会計基準（韓国証券取引所が作成し、金融経済省により認可されたのが1981年12月23日で最新改訂が1996年12月27日）により制度要請されたものである。同基準の第7章90項に脚注を主な取決め事項とした規定がある。同90項では上記の29項目の脚注開示でさえも相当な質的量的開示なのに、さらに追加24項目の注が必要な項目を掲記している。日本と異なり財務諸表本体に直接つづく脚注に29と24で53項目の開示要請があるのである。おのずから長い注になると予想される。<sup>[注3]</sup> 入手できたPR用の英語版インターネットの現代自動車会社決算財務諸表の注として21項目があり、このうち2項目からなるものが11あるので実質32項目の脚注構成となっている。B5用紙で注のみで12ページにもなった。同社の脚注の充実のようすは、2部のほうで検証することにして、ここでは韓国会計基準第7章90項で要請するのこりの開示必要事項についてまとめてゆく。30から53として追加の24項目を順番に列挙してゆくことにした。（いずれも第7章の90項での要請事項である。）

30番目は企業とその活動に関する一般情報と企業環境と基本方針の最近の変更についてである。日本の会計原則注解3では会計処理の原則・手続きは正当な理由がないと変更できないと規定している。有価証券報告書では営業の概況などのべられている。

31番目は重要な会計方針についてである。負債の評価方法、資産、負債の重要な未実現評価損益の詳細についての開示要請である。日本では財務諸表規則8条の3で会計方針の変更に関する記載の規定があり、会計処理・手続変更の旨、理由、影響額を開示し、表示方法変更内容の開示も要請している。ここでいう重要な会計方針とは、同財務諸表規則8条の2では9項目を定義に含んでいる。以下の9項目の評価、処理、事項である。すなわち (1) 有価証券 (2) 棚卸資産 (3) 固定資産 (4) 繰延資産 (5) 外貨建資産負債の通貨換算 (6) 引当金 (7) 収益・費用計上 (8) リース取引 (9) その他となっており、脚注開示としては概括的ではあるとはいえかなり重要な要素であると思われる。

32番目は子会社名と重要な親子会社間取引で、次のことを含む事項。(1) 売買ほか (2) 短期・長期の支払い・受取勘定 (3) 子会社名、所有株式数、株式保有数、株式保有率、市場価格又はそ

れに準じた正味資産価値、子会社により発行された社債の簿価を含む事項である。日本の経団連・経済法規委員会が昭和57年6月9日に発表した新法務省令による各種書類のひな形の3の大会社の特例の三の子会社との間の営業取引の明細ならびに各子会社に対する債務の増減では、子会社と営業取引の明細書を子会社名毎に売上・仕入別に表で示すようになっており、これが上記の韓国の会計基準32番目に該当する。

33番目は関連会社の名前及びこれらの会社との重要な取引内容について注記するよう定めている。日本では財務諸表等規則様式第5号では関連会社出資金明細表を開示するよう要請している。

34番目はリース契約の会計法の開示、関連する資産及び負債の金額と詳細を開示するよう要請している。日本では平成5年6月17日企業会計審議会第1部会のリース取引に係る会計基準に関する意見書にファイナンシャルリース取引の所有権移転なき通常取引とみなす場合、借手側は(1)リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額および期末残高相当額(2)未経過リース料期末残高相当額(3)当期支払リース料、減価償却相当額及び支払利息相当額(4)減価償却費相当額および利息相当額算定方法の注記開示を要請し、同様に、貸手側は(1)(2)が借手と同じで(3)当期の受取りリース料、減価償却費及び受取利息相当額(4)利息相当額の算定方法を開示するよう要請している。

35番目は保険政策の詳細、保険かけた金額、カバー資産について注で開示するよう定めている。保険をかけているもの・いないものが見分けられるので有用であろう。

36番目は営業と投資目的で保有の土地を含む保有地の公示価格の脚注開示の要請である。公示価格が注で開示されていると期末時点で万一売却したと仮定したときの売価算定に有用である。

37番目は繰越資産及び通常の研究開発費と分類される研究開発費で当期発生分を脚注開示するよう要請している。日本の繰越資産計上の慣習と同じものがある。(商法規定8項目を繰越資産として計上できる。)

38番目は外貨建資産負債の詳細、外貨換算基準、換算損益を開示要請している。開示による外貨建取引の明細がわかるので有用である。

39番目は(資本準備金、資産再評価引当金、法定準備金を除き)法律等により配当できない利益準備金の開示を要請している。配当制限のある剰余金を知ることができるので配当原資とならない部分を把握する上で有用である。

40番目はクロス保有株の詳細及び法律等により議決権の制限された株式の詳細を開示要請している。これら特殊な株式の様子を知る上で有用である。

41番目は未決の係争事件の様子と予想される結果を注で開示すべきものとしている。これが判明すればコストの追加的負担の見積りなどに役立つものと思われる。

42番目は会社の負債等の保障又は担保に供した資産。当該会社のために他の事業体による担保又は保証のついた他の事業体の資産の詳細(小会社のための担保・保障は除外される)資産のうち担保に供していない正味資産を算定するうえで有用である。

43番目は偶発債務の説明と金額に関する注解要請である。手形未決済で割引いたり裏書きすると不渡りの時そ及義務を負うのでそれに備えるためにはこの注はかせない。

44番目は当期より2年以内の累計欠損を減額するために処分された利益剰余金又は資本準備金に関して開示要請をしている。資本の取り崩しは例外で、毎年つづくようだと企業の存続の危機が近いことを示すのでその兆候を観測するうえで有用であろう。

45番目は財務諸表に重要な影響を与える貸借対照表日の後に発生する重要な事象(後発事象)

の説明を要請している。後発事象の開示により決算時の公表時点のずれによる最近情報の遅れをカバーしているので安全である。

46番目は役員、株主、従業員に関する貸付・借入その他の取引の詳細を開示すべきであるとしている。これは外部者を前提とした取引中、例外的に内部者といったものは、別にしてわかるようにしたほうが良いという考えによるもので妥当である。

47番目は付加価値算定上、必要な製造原価額・販売費及び一般管理費・勘定科目名と金額である。すなわち給料・退職手当・退職金給付・福利費・賃料・手数料などである。付加価値計算書作成上必要なことがらが注で一覧できるので便利である。

48番目は自然災害、重要な事故、ストライキ、火災などの説明と結末を開示するべきであるとしている。これは、特別損益計算の項目であり、非日常的な事柄で大きく損益計算をゆがめることは好ましくないし原因が必要であり注として開示すれば納得できる。

49番目は繰延法人税の内訳である。法人税を期間配分する上で次期に繰り延べた分があればこれを明示するのが好ましいので有用である。

50番目は当該会社の環境基準・政策・安全及び事故関係・環境関係投資・資源エネルギーの消費・副産物・鉄クズの発生と取扱関連事項である。これは会社の長期的視点から経営活動を続ける上で周辺的なことがらに影響がないか、継続的な経営活動が阻害されていないかを見る上で重要である。フロン全廃、NOX濃度などに基準例がみられる。

51番目は従業員福祉と社会貢献である。これは従業員待遇が幅広く配慮されていて、会社が従業員にとって働きやすく、やりがいがあるか、ためになっているのかをみることで有用な注である。

52番目は就職費・訓練教育費・専門の人材開発費でここ3年間の関連有形固定資産の減価償却を開示するとなっている。これは現在雇用している人では将来の会社をまかないきれず若い新しい優れた社員を育成することで会社収益をあげていく方針のあらわれであり有用である。

53番目は財務諸表に重要な影響を与えるその他の必要事項ないし財務諸表の理解に必要な事項。これは52番目まででいづくせない部分があればそれを補えるので便利である。

以上、30番目から53番目までの24項目が加わり脚注での53項目の開示要請事項を韓国会計法では整備している。これらのうちサンプルカンパニーの現代（ヒュンダイ）の決算書の脚注（1996年12月31日決算分）にどれだけの開示があるのかを以下の第2部の方で、実際のケースとして検証していく形を用いて韓国会計法の充実と実態を分析したい。つまりこれにより開示の要請側（法律・基準・規則）と対応側（企業・財務諸表開示主体）の会計制度への取組の実態を検証することができよう。国際基準に近いものであるし、独自の資産評価益容認などもみられるが、「他国の水準に類する」と実際に脚注の中の文中でのべている。そこで1998年の国際関係基準完成で導入する場合、どの点を韓国独自のものから国際会計基準準拠に切り替えるのか見てゆきたい。

以上 Financial Accounting Law 本文中のArticle 90で主に財務諸表本体につづく脚注の開示に関しての規定をおこなっている様子を確認したが、多くの2部での脚注開示がこれに沿ったものであった。では2部の方でその実態を観察したい。



## 第2部 ケースにみる脚注開示の実態—超優良企業現代（ヒュンダイ）自動車のインターネット上の英語版脚注から

B5で12ページにわたった同社の1996年12月31日現在の脚注21項目を順に調べ、第1部の脚注の開示のきまりにおったものであることの検証を行う形で脚注開示が多量である様子を確認していくことにする。

注1は「会社の概要」として(1)1967年12月に設立された事(2)自動車製造及び部品販売業法にもとづく設立であること(3)1974年に韓国証券取引所に上場されたこと(4)1996年12月31日には普通株式は69.2%韓国投資家が保有していること(5)残りの30.8%は外人投資家であり、うち9.32%は1982年の三菱自動車との2社間外国投資合意にもとづき、日本の三菱が保有していること(6)海外販売促進のため海外子会社を運営していること(7)それらは現代（ヒュンダイ）自動車アメリカ社（全株式保有、米国での自動車・部品の総輸入・販売代理店が1番目で(8)次が現代（ヒュンダイ）自動車ファイナンスカンパニー（現代アメリカが全株保有の子会社）で、リース・卸売・小売の資金調達を行っていること。(9)3番目に現代（ヒュンダイ）アメリカ・テクニカル・センター・インクが（全株保有で研究開発を指導）あること(10)4番目に現代（ヒュンダイ）自動車インディア（全株保有でプラント生産を行う）があること(11)5番目に現代（ヒュンダイ）自動車日本R&D（リサーチアンドディベロップメントセンター）が日本にあること(12)生産プラントがあるのは国内は3カ所でそれらはキョンガムウルサン（乗用車110万台及び商業車20万台の能力で1967年12月稼働）、チュンブクチュンジュ（商業車・バス・トラック・生産能力10万台で1995年4月稼働）、チュングナムアーサン（乗用車30万台、建設中、1996年11月稼働）であること(13)海外生産拠点は27カ所で、それらは、トルコ（アクセント車、グレース車を5万台生産能力があり、1997年稼働）及びインド（アクセント車、ソナタ車で30万台生産能力があり、建設中で1998年稼働）であること—の13点であった。株主、海外子会社、生産力の開示が充実しており実態を把握し宣伝するのに有効である。

次に脚注2としては、重要な会計方針のこと13点について次の開示があり、本稿第一部の財務会計法の決まりにそって開示が充実している。それらは(1)財務諸表表示の基準—ウォン表示・非連結・韓国語表示及び韓国語の一般に認められた会計原則に合致していること、外国の原則とは一部異なるかもしれないこと、インターネットの英語版の読者用に縮小され、再編成され、英語版にされ（追加的説明をつけてある）韓国語の法に準拠した財務諸表をもとに作られていること、韓国語の国内法にもとづいた付属情報で公正な表示上必要とされないものは除いたことがのべられている。

脚注2の(2)は市場性のある有価証券について取得原価で表示されていることを示し、(3)は貸倒引当金について、経営者の売掛金回収可能性に対する総合的見積りによるものとし、(4)棚卸資産について低価主義で評価され、評価は原材料（これは先入先出法評価）を除き移動平均法で行われていること(5)有形固定資産プラント機械設備については、取得原価主義を用い、例外は韓国ウォン購買力低下損を考慮に入れるための資産再評価に従った価格増加計上があること、主要な機械設備の建設中の費用の一部として建設利息を資本の部に計上していること、これは1996年に101億9500万ウォン、1995年59億1600万ウォンであったこと、減価償却は定率法を用いていること（1995年1月1日以降の建物、構築物は定額法を用いる）耐用年数については構築物は1994年12月末以前は10年から60年の耐用年数（以降は7から30年）機械設備は7年（以降は6年）車

両運搬具は4-5年（以降は3-6年）事務所設備は3-10年（以降は3-6年）であること、1994年からは減価償却済の残存価格分が財務会計基準の改定により3年にわたって減価償却されることが述べられている。この中で日本の制度と比較してめずらしいのがプラント設備の価格増加と償却済資産の残存分の追加償却である。インフレ、物価変動を考慮にいれたり、費用計上を追加的に可能にする方向で社内留保を促進する考えの現われであろうか。脚注2の（6）は維持修繕費について計時的なものは発生時に認識すること（資産再評価法に従った価格増加は例外とする）価格増加が設備の耐用年数の延長となる費用は固定資産、プラント、設備の増加価値額として扱われること（7）子会社の投資については子会社投資は減価で記録されること（例外は資産再評価法による価値増加である）被投資会社（=子会社）の財務状況がいちじるしく悪化したとき、投資は見積正味実現価値で調節される。被投資会社（=子会社）の営業・財務を政策に投資家が重大な影響をもたらすことができる投資は見積正味実現価格まで減額されなくてよいことが述べられている。脚注2の（7）を見た所、資産再評価法のために増加される点が日本と異なっている。脚注2の（8）は退職給付発生額について、1年以上勤務した従業員・役員は退職時に一時金を受領できること（退社時の勤務年数と支払比率による）期末の貸借対照表日に従業員全員退社と仮定して支払義務の生ずる退職給付額は1996年12月31日で7089億2300万ウォンであること、発生した退職給付はグループ退職給付保険計画により1996年12月31日およそ50%積み立てられていること、その資金は「その他の資産」の分類に含まれていること、それ以上の引当は会社の任意で行われていること、グループ退職給付保険預入分は合目的取り崩しのみ可能であること、韓国国民年金は注にもとづき、毎月の支払分から会社は2%、従業員は4%を国民年金基金にそれぞれ払わなければならないこと、会社は従業員分の4%のうち2%を払っており、退職給付支払いと相殺することによって退職時に払い戻されることが述べられている。脚注開示で期末の退職金支払い必要額を算定している点が特色といえよう。（単に積立済の金額を開示するのではなくという点で。）従業員用積立制度が退職に関して充実している。

脚注2の（9）は、製品保証債務について、同社は自社製品の各々に対し、実際の保証債務をふまえて販売時に製品補償費を計上すること、発生した補償費は支払時にそこから取り崩されることを述べている。保証実績は何%なのかは述べられていないが数%程度計上されるであろう。負債性引当金の一つとしての計上慣習が見られる。

脚注2の（10）は外国通貨建取引について、韓国ウォン表示を保っていること、外貨建取引は取引日の換算レートを用いること、外貨表示の貨幣性資産及び負債は貸借対照日の換算レートを用いること。1996年12月27日の財務会計基準改定に伴って為替差損益で長期貨幣性外貨建資産・負債に関するものは、資本勘定の方の調整とし、短期のものは当期損益に含めるとしていることが述べられ、国際化対応を金額にいれた改訂が充実してきている。純投資目的化・換算通貨の性格や影響力による複雑な分類もなければ、換算のパラドックス（換算率の部分的相違から黒字だったものが換算で赤字になったり不合理な不可思議な換算結果になってしまうこと）もなさそうなので、企業の会計担当者が複雑な手間や高度な判断で決算処理を間違ったり戸惑ったりしないですむのが一番大事なことであるから、その点でもすぐれているといえよう。脚注2の（9）は1995年までは外貨建貨幣性資産・負債に関する取引損益は営業損益に含まれる。

脚注2の（11）は長期分割取引については将来のキャッシュフローの正味現在価値で評価されること、同社の長期受取勘定は正味現在価値で評価されること、減耗償却されていない割引は1996年12月31日で276億9300万ウォン（1995年は3800億1900万ウォン）であったことが述べられている。

正味現在価値の使用による長期分割払取引の評価は妥当であろう。

脚注2の(12)は法人税については、法人税、農業漁業特別税、住民税負担の当期支払分によって算出していること、韓国の財務会計基準に従って繰延税金(財務会計目的と税額算定目的の相違により繰延税金)は認識していないことを開示している。この点は韓国の事情や慣習があって欧米の風習をすぐには全部受け入れるというわけにはいかないという事情のあらわれと思われる。1998年の国際会計基準完成前の1996年改訂の韓国財務会計基準では少なくとも繰延税金の要請はないのである。1998年の国際会計基準完成後この領域(繰延税金)での改定が行われる可能性はないとはいえないであろう。引き続き脚注のケースや法制度の変遷を稿を改めて検証していきたい。日本でも税効果会計の導入が連結上任意から強制適用になるべき機運が高まってきている所である。

脚注2の(13)は一株当たり利益について、算定は、優先株予想配当控除後、当期純利益を、普通株式の加重平均株式数で割って求めること、1996年に算定上使用した普通株式数は、3890万6871株(1995年は4013万915株だった)であったことを開示している。優先株式を除く妥当性と、期中の異動を意識した加重平均数の使用の2点によって、よく吟味された一株当たりの算定法であるといえよう。(優先株を除かなかつたり、期末一定時点の株式数のみで割ったのでは、1年間等の一株当たり利益がゆがめられてしまうからである。国際基準に対応していく様子を日本とならんで今後とも変遷をみてゆかねばならないであろう。

脚注3は米国ドル取引について、有価証券報告書利用者の便宜のために、1996年12月31日の韓国銀行の1ドル=844.20ウォン基準比率をもって換算してあること、この比率は上記の日に限った比率であることを開示している。

脚注4の棚卸資産については1996年12月31日の原材料、貯蔵品、1543億7900ウォン、半製品・仕掛品は1088億5700万ウォン、製品商品2115億3100万ウォン、輸送中の材料209億9100万ウォンの合計4957億5800万ウォンであったことが開示されている。このうち輸送中の原料を別勘定で表示している点がユニークであった。

脚注5は1996年12月31日の子会社投資についてはヒュンダイ自動車アメリカ社が1012億2200万ウォンで100%子会社、ヒュンダイ・オート・ファイナンス・カンパニーが259億ウォンで持ち株率35%、HAOSSVT社180億400万ウォンで50%の所有率ほか合計で14社あり、2163億600万ウォンで評価引当金を9億5000万ウォン計上して、差引2153億5600万ウォンの子会社株式投資額となっている。環境・電子・石油・航空機・証券などが15件あり、4785億2700万ウォンが投資として計上され、政府債等が448億4300万ウォン含まれていることが開示されている。投資先の3社の株式の評価は正味持分価値で行い、評価替引当金9億5000万ウォンを1996年(19億7500万ウォンは1995年)引き当てたこと、他の2社の正味持分価値はゼロだが、これらの投資に評価損を計上しないこと、理由はこれらの子会社に重要な影響があるためであることを開示している。子会社株式の評価替引当をして備えている点と、子会社のうち重要であるものには評価損を発生させないという点が特色として明解に打ち出されている。

脚注6では保険加入資産について1996年12月31日に棚卸資産、プラント機械設備でヒュンダイ火災海上保険と2兆1098億3400万ウォン契約があること、会社は乗用車、従業員保証、従業員災害の保険に加入していることを開示している。商品等の万一に備えている様子、グループ内の保証会社を用いている様子をこの注開示で示ることができるので有用である。

脚注7は、資産・プラント・設備について建物・機械設備・道具・構築物の合計が5兆1150億

8900万ウォンであり、減価償却累計額3兆3886億4300万ウォンをひくと、正味1兆7264億4600万ウォンであり、土地は6026億7400万ウォン、建築仮勘定1兆1119億7400万ウォンで、総計が3兆4410億9400万ウォンであったことが開示されている。さらに、脚注10と11にあるように、6328億2700万ウォンが借入担保に入っていることも、開示されている。これで20%ほどが担保には関わることが計上できる。自動車製造会社なので建設仮勘定が多額な理由としては増産で工場新設が考えられよう。

脚注8では、機械設備について、リース契約している資産があること、貸借対照表上、長期負債にふくまれていること、リース支払料は年額1997年分が455億9300万ウォン、1998年が465億8100万ウォン、1999年が394億9100万ウォンで2000年が417億7900万ウォン、それ以降1313億6600万ウォンであり総計3048億1000万ウォンにのぼっており、このうち671億5800万ウォンが利息部分であることも開示している。年毎に5区分し、リース料合計と利子部分を簡潔に表現しているといえる。リースのファイナンシャルリース分の扱いなどに国際会計基準との調整がのこされている。

脚注9はその他の資産及び繰延勘定について、固定資産の受取手形・売掛金が2080億300ウォン(276億9300万ウォンの割引分、8億5600万ウォンのファクタリング分を除いて)あり、リース・レンタルが1423億2300万ウォンあり、これらを含めた5項目合計1兆128億600万ウォンに達している。1年をこえた固定分を明示したことと、割引分をひいている点が注として明解となっている。

脚注10では短期借入分については7367億8600万ウォンあり、銀行借入金、輸出融資借入で年利は8.75%から14.5%にわたっていること、担保として預入金、投資有価証券、財貨プラント設備が入っていること、関連会社が他の短期借入や長期負債を保証している。短期の借入形態や年利・担保の様子が明示されている。

脚注11は長期負債について3つの表で開示説明があり、最初の表では社債が1兆5015億3300万ウォン、ウォン貸建ローンが1036億3200万ウォン、外貨建ローンが6198億4100万ウォンあり、当期満期分3303億ウォンを引くと、残り1兆8947億600万ウォンであること(1996年12月末現在)を示している。第2の表では保証付き社債が7000億ウォン、無担保社債が6400億ウォン、海外社債が1941億6600万ウォンあるが、割引分が326億3300万ウォンあるため、残高は1兆5015億3300万ウォンであることをしめしている。これらの文章での追加開示事項としてルクセンブルク株式市場に8000万ドルの社債が起債、償還は1999年である旨、開示されている。又、注7にあるようにウォン貨及び外債ローンと短期借入分の担保として現金預金が175億6100万ウォン、投資有価証券が574億4400ウォン、固定性預金29億8100万ウォン差入れてあることが開示されている。最後の表には、ウォン建外貨建別に長期負債の期日を年毎に示し、ウォン貸建については、1998年期限が2900億ウォン、1999年期限が8975億ウォン、2002年以降が1266億6600万ウォンあるが割引分が326億3300万ウォンあり、残高は1兆2815億3300万ウォンであること、外貨建分については、1998年期限分が301億4600万ウォンで、1999年で160億1200万ウォン、2000年では9億9900万ウォン、2001年分が15億4800万ウォン、2002年以降分が145億600万ウォンあり、合計が722億80万ウォンとなっている旨示されている。リスク分散の様子及び返済資金計画を知る上で有用な合計情報開示といえよう。

注12では、売掛金・受取手形が1兆2225億ウォン、206億900万ウォンあるとしている。在外子会社を含む子会社を主とする債務保証を1兆869億4700万ウォン行っているとしている。これは回収リスクをどのような形で負っているかを知る上で有用である。

注13では、優先株式について、1992年11月に500万株を、1995年7月に2333万7662株を、1996年6月に390万6250株を発行したこと、ルクセンブルクで上場していること、普通株よりも1%多い配

当を得る代わりに議決権を放棄するものであることを示している。優先株式の普及と活用による経営陣の安定化戦略のあらわれであろう。配当率が優先株式の方が高いのが特色である。

注14は、資本剰余金について表を用いて株式払込剰余金、合併差益、資産再評価損それぞれ5315億8000万ウォン、17億6600万ウォン、4241億300万ウォンの合計9574億4900万ウォンであることが示されている。これにより資産再評価益が日本と異なり認められていること、及び、評価益を実現収益とせず、資本の部に計上していることが分かった。資本の部の評価益は累積したらどうするのだろうかという心配があるものの、評価益を未実現利益とみなし会計セオリー通りに分配可能利益に参入せず取り扱った点は妥当ではないかと思われる。

次に14では1993年1月に、会社は財貨・プラント・設備投資有価証券を市場価格で再評価したこと、この評価は韓国評価益審議会で認定されたことを示した。1993年のインフレ率が高かったのではないかと推測される。その後鎮静したので再評価計を出していないのであろう。再評価すべき時にしているので好ましいのではないか。日本のように減価のまま何十年も放置すると実勢との差が大きくなるのではないか。土地は地価税などの名目で評価益を出さない分を別途徴収されるようになり評価益で再評価したのと同じ効果となっている。再評価益はこれにより4055億7300万ウォン生じ、資本剰余金の所に生じたこと、それは、資産評価益税121億6700万ウォンを控除したのちの評価差額であることを開示している。これにより、評価益を資本の部の資本剰余金に計上しても、評価益は課税対象らしいことが判明する。つまり評価益計上（資本への）のメリットは節税ではなく、社外流出防止にあるのであろう。なお同注14ではさらに、再評価剰余金は、株式資本勘定への転換のみが可能であること、あるいは欠損の補填に用いられることを示している。株式資本金への転換はかなりすすんだ制度導入なので、ケースなどをみながら、日本でも見習うべきか、国際会計基準導入の際にどう対応すべきかを検討する価値があるインフレ会計上のテーマである。

注15剰余金については、まず表を用いて処分と次期繰越分とにわけ処分の方は法定準備金439億5000万ウォン、財務構造改善準備金854億4700万ウォン、経営合理化準備金1714億ウォン、技術開発準備金656億ウォン、海外市場開発準備金950億ウォンとなっており、合計が4613億9700万ウォンであること、未処分のまま繰越が869億400万ウォン、総合計が5483億100万ウォンになっていることを示している。経営体質を維持・改善するための準備金をかなり積極的に計上している様子を知ることが出来る。政策的に有税引当金が減免されているかどうかはここではわからないが各種準備金の計上はさかんである。注15では同表につづいて韓国商法により、払込資本金の50%に等しくなるまで、現金配当金の10%以上を法定準備金として積み立てることを要請しているとのべているが、これは西欧の先進各国で（日本も含めて）用いられている方法で、配当による社外流出が資本充実をそこなわないよう配慮したものといえる。この準備金計上分は現金配当できないが、株式資本金への振替は可能と同注15では示している。又、欠損金の填補にも用いられ得るとしている。税控除削減統制法（Tax Exemption and Reduction Control Law）により、経営合理化準備金を計上している。これで投資税免除等により法人税減税となる旨注15で示している。制度的に減税制度を儲け企業経営合理化を促進している様子がこれで判明した。この分も配当に充当できず、欠損の填補又は資本金勘定へのつけかえは可能であるとしている。さらに注15は文章により、上場会社に対する財務管理規則（Financial Control Regulations）の要請で、財務構造改善準備金を計上すること、計上額についてはプラント設備売却益の50%以上、当期純利益の10%を要すること、計上終了については、資本の部（Net Worth）が総資産の30%に達するまで行うも

のとしている。この計上はかなり大掛かりのものであり、これに類する日本での計上要請は見受けられない。財務構造面への充実を制度的に推進している様子を見ることができる。日本の商法でいうなら資本充実の原則に沿った具体策ともいえよう。国策で企業保護が厚すぎると国際公正競争上外国から批判されることもあるがその可能性はややあるかもしれない。ただ補助金ではなく無税引当金計上要請であるので直接的補助金ではない。この準備金も注15によれば、現金配当には充当できないが欠損填補や資本金への振替はできるとしている。注15では最後に文章で、韓国税法により、技術開発と海外市場開発の準備金計上額を計上期の法人税還付請求できる（日本の負債性引当金が費用性で無税計上されるのと同じ効果）としている。制度的に技術開発が無税で計上できるので技術開発を好調に進めてゆくことができるようになってきている。

注16では資本調整として(1)自己株式(2)外貨建取引による繰延損失を掲げ開示している。(1)では文章で株価安定策として1996年に普通株式200万株と優先株式67万株強を購入して下落を防いだとしている。日本でも自社株がようやく買入消却以外にも認められたため、韓国・現代自動車のような株価安定策が講じられるよう、株価の変動をにらみながら自社株買いのタイミングを図ってゆくことになろう。(1995年には優先株のみを118万株弱買入れている。)(2)の外貨建取引では1996年に493億6300万ウォンの長期貨幣性外貨建資産・負債の取引損が繰延べられていることを開示している。資本勘定の調整2点の開示充実により、資本の分における経営方針の様子を知ることができる。自社株式買いは日本にさきがけた制度導入だったようである。この点では国際会計基準上の調整はすくなくて済むであろう。

注17の配当については、表により3種、つまり、普通株式(自社株買い入れ分を除く)3813万株については10%配当したこと、優先株式(自社株買い入れ分を除く)1935万株強には11%配当をし、新株(196日経過)390万株強には11%配当をするとしている。優先株式に1%上乗せされている様子が見ることができる。優先株式の割合も1/3近くに達しており、議決権の行使上の潤滑性を意図したものといえよう。

注18の法人税については、法人税率が1996年で30.8%になっていること(1995年が35%)を示している。注解18ではさらにHACI社の倒産と投資税控除により、1996年は4.8%1995年は26.2%の実効税率であったとしている。税率の変動をこまめにやっている点(名目税率)と、実効税率で税控除が加味され10ポイントほど下がり、日本の43%の重税感と比べ、リーズナブルな税率におもえる。国内企業活性化策として法人税の軽減は効果的であろう。(国際法人税協会で加減・上限が設けられるようになればその範囲内で税率政策を行うしかないであろう)

注19はカナダの子会社倒産による特別損失の計上として、200万ウォンの計上をしたこと、同支店の買掛金残が450万ドル強と3800万ウォン強があり(1997年期限物)長期借入金勘定には1428万ドル強と1200万ウォン強(1998年期限物)があることを開示している。子会社の整理がない年度はこのような開示は行われないであろう。親会社が負債を継ぐのであろう。

注20では子会社との取引を表の中で示しており、1996年で4社あり、それらはヒュンダイモーターアメリカ社分9606億2400万ウォン(1995年は7498億4000万ウォン)(1995年は719億8200万ウォン)ヒュンダイモーターサービス分が3兆4149億4200万ウォン(1995年は4兆231億2100万ウォン)ヒュンダイモータードイツランド社は2773億3200万ウォン(1995年は2198億200万ウォン)であったことが示されている。あと注20からはKEFICO社から逆に購入分が1717億8400万ウォン(1527億4000万ウォン)あることを示している。注開示により海外子会社との取引規模、取引先がよくわかる。

注21では外貨建資産分と負債分について、表で開示し、資産については、USドル分が3161億900万ウォンとほとんどで、他にドイツマルク分が302億3700万ウォン、日本円分が7億6400万ウォンなど7カ国分が列挙される。負債のほうもUSドル分が圧倒的に多く、9693億2100万ウォンで他にドイツマルク分はわずか61億9300万ウォン、日本円分はさらに少なく4億4500万ウォンなどとなっており、海外資産・負債の通貨別規模が一目にわかるので有用である。おおむね海外子会社取引先とその規模（注20参照）に比例しているようである。

これら21にわたる項目が第1部の韓国会計法に準拠しており、決算書本文を脚注として十分フォローしており、国際化の対応がかなり進み、なんといっても英語版、インターネットで全世界のどこからでも手軽に読めるようになっているのが評価に値する。今後は同国の決算書でインターネットによるものを引き続き入手するものを予定しているが、インターネット決算書がダイジェスト版であることわり書きされている文書があるので、（ダイジェスト版ですら注でB5版12ページ21項目あった）CD-ROM版（韓国語版）を入手し、英訳し、分析し、注の開示の充実の様子に主に視点をあてたケーススタディー通じた制度研究とその国際比較を行いたいと考えている。

## 結語

第1部で韓国の会計法上の脚注の条文を調べこれにどう順応しているかを第2部の現代自動車のインターネット英語版で対応させた。

これにより資産評価益など国際会計基準やイギリス・アメリカなみの基準に近いものとなっていること、税効果など国際会計基準で要請しているが調整を要するもの、資産評価益など日本にないものを制度化していること、外貨換算など国際水準に近いもので整備されていることを始めとし、多くの韓国会計制度下の財務諸表作成上の脚注開示（注2）の様子を知ることができた。

脚注（注3）の量・質には十分に開示に必要なことがらを掲載しているようである。今後国際会計基準完成が、1998年に達成されたのち、どういう点でどのような進展速度で国際会計基準の受入れを進めていくのかを中心に稿を改めて引き続き検証をこころみ、日本・韓国・中国（オブザーバとして加盟＝1997年より前は中国にオブザーバ加盟の動きはなかった）等の近隣諸国の対応ぶりを各国の国内慣習との調整上導入・対応してゆくのかを注目してゆきたい。連結制度、連結基準等がその中にももちろん包含される。

## 注

注1 一株当たり利益について、本稿のケース（サンプルカンパニー）として選んだ韓国の代表的優良企業である現代自動車に準ずる上場会社が用いる日本での規則として財務諸表規則の95-5-2では注記することを要請し、財務諸表規則取扱要綱では期中の平均株式数により一株当たり利益（損失）を計算するようにと定めている。

注2 注解について日本の商法計算書類規則（株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則）では、注記に関して、第1章総則の第3条で、資産の評価、固定資産の減価償却、引当金計上、等を注記すべきであること、及び作成上の会計方針変更の旨、増減額を注記すべきことを定め、同条の二では注は決算書の末尾に開示すべきことと定めている。

注3 韓国の現代自動車の脚注のうち、注8のリース契約等については、日本では、日本公認会計士協会会計制度委員会の昭和63年改正で示した「付属明細書のひな型」の中に開示要請があり、韓国のケースはこれをも注に含めた十分に豊富な注解となっているといえよう。すなわち同ひな

型では (1) 会計方針変更理由 (2) 資本金・準備金の増減 (3) 社債・長期借入金及び短期借入金の増減 (4) 固定資産の取得・処分・減価償却 (5) 担保に供している資産 (6) 保証債務の明細 (7) 引当金の明細・理由・算定法 (8) 支配株主への債権・債務 (9) 子会社への出資・明細・株式数 (10) 子会社への債権 (11) 取締役・監査役・支配株主との取引 (12) 取締役・監査役報酬 (13) 担保として保有中の自己株式・親会社株式 (14) リース契約で使用の固定資産 (及び割賦販売購入資産) で売り主が所有のままのもの明細 (15) 子会社以外で1/4を超えて株式を保有する会社への出資株数。(16) 子会社との取引の営業明細・債権・債務 (17) 取締役・監査役の兼務状況 (18) 販売費・一般管理費明細。注としていささか長いが本稿の主旨が海外法のとケースの検討と日本法との比較にある以上、日本でのJICPAの作成した付属明細書のひな型に類似したKICPAによる制度導入の様子を学ぶ上でかかせないと判断し、掲記することにした。

## 参考文献

- 1 Accounting Laws and Regulations, Korean Institute of Certified Public Accountants 1997.4 (韓英版、1965ページ、付録に国際会計基準の韓英版がついている)
- 2 Notes to Financial Statements, 現代自動車のインターネット版 財務諸表脚注、(1996年度の財務データを脚注開示している) 12ページ、<http://www.hmc.co.kr/>のurlアドレスで検索できる。

## 付記

本稿では韓国(ハンク)の会計制度(ヘーゲチュード)上、上場会社の財務(チャイム)諸表本体ではなくそれに附属する脚注はどれほど充実しているのだろうかという点に関心を持つようになった。これには小生の研究環境・進展状況の現況に因る所が大きい。つまり(1)日本経済新聞社、1994年刊、総解説・国際会計基準で研究開発費・一株当たり利益・金融機関の開示を担当した事(2)国際会計(クッチェヘーゲ)基準のアジア特に韓国の導入を研究すべく勤務先の東京情報大学の学内共同研究として大林久人教授と組んで(当学1997年度4年生、大学院入学者の張晶旭君、ソウル訪問時同時通訳としても活躍)韓国会計管理局をソウル市永登浦区汝舟島河に平成9年9月3日に午後訪問し、インタビューの機会を企業会計一課の課長の安聖氏と会計管理局副局長(韓国会計士協会の会計原則の解説書を平成9年に出版)の柳在圭氏に面会する機会が得られ、連結制度導入直後であり今後の連結(ヨンギョル)倒産防止策を検討中であり、連結で把握できないグループ全体像を結合(ハッキョ)として新たに資本関係にこだわらずにグループを把握し実質支配者である会長らの支配をグループの上にひとまとめにして表現しようと試みていること(これは韓国独自の制度研究として研究中であり平成9年11月以降も各界有力者を集めた合同セミナーで検討・説明してゆくと話しを得る機会を得たこと、(3)この前での韓国訪問を直前に控えた8月30日頃に、日本経済新聞社刊・97-II・インターネット・イエローページの365ページから、現代(ヒュンダイ)自動車(Hyundai Motor Co., Ltd.)の会計情報(決算書と脚注)を同社のURL(<http://www.hmc.co.kr/>)より入手し、印刷し、計算書として貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書(損失処理計算書)に加えて資金計算書がすでに制度化されていること(これについては稿を新たに取り組んでいきたい。日本では活発に資金計算書の制度化が論議され登用されようとしている。つまり有価証券報告書の附属明細書の中にはすでに資金繰表として古くから開示されていたものを表での表現上の様式を整えて正式な4大財務諸表の1つに格上げしようと試みているのである。)を学んだだけでなく、その後に脚注が12ページ21項目に及んで開示して



いるのを知って、韓国の会計原則の脚注開示はどの程度充実しているのかを調べたいと思うようになったこと、(4) 国際会計基準委員会 (the International Accounting Standard Committee = 1973. 6.29設立) の理事会メンバー国 (及び団体 = オーストラリア・カナダ・デンマーク・フランス・ドイツ・イタリア・日本・ヨルダン・オランダ・南アフリカ・英国・米国) に韓国も入っている事、(5) 国内のインターネットURL (<http://www.campusnet.or.jp/~sano/>) から、会計関連リンクをサーチしていくと、平成9年7月21日より国際会計基準委員会のページが加わり、さっそく中国のオブザーバー加盟 (これについては稿を新たに中国加盟研究したい) を国際会計基準委員会が快諾したことを伝えるなどアジア各国の国際会計基準導入への関心が高まっていることなどが原因としてあげられる。特に (3) の韓国企業の (ヒュンダイ) URLを日本に居ながらにして、英語PR版とはいえ (英語PR版がすでにインターネットに掲載されていることは、国際化の時代に十分対応したものであって、日本の企業中にも未整備の会社もあるだろうから、それらの会社にとっては、学ぶべき点があるのではないかと思われる。

以上、はじめの所で韓国財務諸表脚注に関心を持つようになったいきさつを述べたがこれは国際会計基準をすでにKICPA (韓国会計士協会) の会計法及び基準 (Financial Accounting Standards) 集をAccounting Law & Regulationsとして刊行している、1965ページからなる本 (1997年4月韓国公認会計士協会 = 46-22, Soosongdong Jongno-ku, Seoul, 001-82-2-737-8761, fax同8768) の1018ページから1965ページまでの半分近くを使って国際会計基準全文32号までを、韓英対照で掲載していることから、国際化と韓国会計制度の充実の実態調査の一貫として視点を絞ったものである。

本文を読むに当たって (1) インタビューは好意的に研究熱心な我々に暖かく歓迎され、30分くらいのメドが気づいたら2時間半にも及んでいたほど、あっという間に有意義に行われたこと、(2) 連結で倒産がでるようになり再検討をせまられていること = 日本の10年前のをそのまま訳して導入したから生じた混乱であり是正したいとのことだった。どんな日本の条文や規定が成文化されているのかを、稿を新たに分析していきたいと考える。(3) 上場をしている会社は400社近くあり、うち250社は連結を発表していること、(4) 前での会計管理局会計一課にゆけば、日本と違って市販していない有価証券報告書について、1社から数社分なら、待っているコピーを無料で研究者・投資家等に配布している事、(5) それ以外の入手方法としては既述のように日本と違って1社1年毎の販売はしていないが、非連結分であれば、CD-ROM5-6枚セットになって、全上場企業の決算書を日本円で12万円位で (部分売りはしていないとのこと) こちらは販売しているとの事である。有価証券報告書入手法に関する慣習・事情の違いが分かったのもひとつの収穫であった。なお、日本で有料で販売しているもののうち四季報 (会社情報) に該当する、上場会社データは、リクエストすると300ページ以上の厚い一冊の本を無償で配布し、PRに努めているとの事であったので、1998年度にもう一度学内共同研究の2人のチームと研究生張晶旭氏と3人で再度韓国を訪れ、連結・結合会計制度のその後の展開を中心に実地調査するとき、新年度のものを入手したい。なお、国際会計基準完成年 (1998) にどう新しく導入などを行ったのかを知りたいと思う。